

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令

(平成十九年十一月三十日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号)

(定期の報告)

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の規定による

報告は、毎年度六月末日までに、別記様式による報告書を提出してしなければならない。

第二条 法第九条第一項の主務省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 食品廃棄物等の発生量(次の算式によって算出される値をいう。)

算式

$$A + B + C + D + E$$

算式の符号

- A 食品循環資源の再生利用の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。第四号F及び第五号において同じ。）
- B 食品循環資源の熱回収の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、法第二条第六項第一号に規定する基準に適合するものとして熱を得ることに利用された食品循環資源の量及び同項第二号に規定する基準に適合するものとして熱を得ることに利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。第四号G及び第六号において同じ。）
- C 食品廃棄物等の減量の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、法第二条第七項に規定する方法により減少した食品廃棄物等の量をいう。第四号H及び第七号において同じ。）
- D 食品循環資源の再生利用等以外の実施量（事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量をいう。第四号Iにおいて同じ。）
- E 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

- 二 売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値
- 三 食品廃棄物等の発生原単位（第一号に掲げる量を前号に掲げる値で除して得た値をいう。）
- 四 食品廃棄物等の発生抑制の実施量（平成十九年度における食品廃棄物等の発生量（次の算式によって算出される値をいう。）を同年度における売上高、製造数量その他の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値（第二号に掲げる値と同じ種類の値に限る。）で除して得た値から前号に掲げる値を減じて得た値に第二号に掲げる値を乗じて得た量をいう。）

算式

$$F + G + H + I + J$$

算式の符号

- F 平成十九年度における食品循環資源の再生利用の実施量
- G 平成十九年度における食品循環資源の熱回収の実施量
- H 平成十九年度における食品廃棄物等の減量の実施量
- I 平成十九年度における食品循環資源の再生利用等以外の実施量

「平成十九年度における食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量

五 食品循環資源の再生利用の実施量

六 食品循環資源の熱回収の実施量

七 食品廃棄物等の減量の実施量

八 食品循環資源の再生利用等の実施率（第四号、第五号及び前号に掲げる量並びに第六号に掲げる量に

○・九五を乗じて得られた量の合計量を第一号及び第四号に掲げる量の合計量で除して得た率をいう。

）

九 食品循環資源の再生利用により得られた特定肥飼料等の製造量及び食品循環資源の熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量）

十 法第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項の遵守状況その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組

十一 定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業を行う食品関連事業者（次条において「本部事業者」という。）にあつては、次

条各号のいずれかに該当することの有無

(約款の定め)

第三条 法第九条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 食品廃棄物等の処理に関し本部事業者が加盟者を指導又は助言する旨の定め
- 二 食品廃棄物等の処理に関し本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め
- 三 本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書に第一号又は前号の定めが記載され、当該契約書を遵守するものとする定め
- 四 本部事業者が定めた環境方針又は行動規範に第一号又は第二号の定めが記載され、当該環境方針又は行動規範を遵守するものとする定め
- 五 食品廃棄物等の処理に関し、法に基づき食品循環資源の再生利用等を推進するための措置を講ずる旨記載された、本部事業者が定めたマニュアルを遵守するものとする定め

附 則

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八

十三号)の施行の日(平成十九年十二月一日)から施行する。

別記様式（第1条関係）

受理年月日	月	日
-------	---	---

定期報告書

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 - -

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名					
住所	郵便番号 -				
業種					
法第9条第2項に規定する事業の有無					
報告書作成責任者氏名					

表 1 食品廃棄物等の発生量 (= + + + +)

業種	発生量 (t)	対前年度比 (%)
合計		
発生量の把握方法		

表 2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値 ()

業種	売上高、製造数量等			対前年度比 (%)
	名称	単位	値	
	名称	単位	値	
当該値を用いた理由				
前年度より当該値を変更した理由				

表 3 食品廃棄物等の発生原単位 (= ÷)

業種	発生原単位	対前年度比 (%)	基準発生原単位
発生原単位が対前年度比で 100% を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由			

表 4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量 (= (-) ×)

業種	平成19年度 発生原単位 (= 平成19年度の ÷ 平成19年度の)	発生抑制の実施量 (t) ()	対前年度比 (%)
合計			
発生抑制の具体的な取組内容			

表 5 食品循環資源の再生利用の実施量 ()

業種	特定肥飼料等の種類	再生利用の実施量 (t)	対前年度比 (%)
	小計		
	小計		
合計			
総計			
再生利用の実施量の把握方法			

表 6 食品循環資源の熱回収の実施量 ()

業種	熱回収の実施量 (t)	対前年度比 (%)
合計		
熱回収の実施量の把握方法		

表7 食品廃棄物等の減量の実施量（ ）

業種	減量の方法	減量の実施量（t）	対前年度比（%）
	小計		
	小計		
合計			
総計			

表8 食品循環資源の再生利用等以外の実施量（ ）

業種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量（t）	対前年度比（%）
	小計		
	小計		
合計			
総計			
再生利用等以外の実施量の把握方法			

表 9 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量 ()

業種	廃棄物としての処分の実施量 (t)	対前年度比 (%)
合計		
廃棄物としての処分の実施量の把握方法		

表 1 0 食品循環資源の再生利用等の実施率 ((+ + × 0 . 9 5 +) ÷ (+) × 1 0 0 (%))

基準実施率 (%)					
平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率 (%)		対前年度比 (%)		
業種	再生利用等の実施率 (%)		対前年度比 (%)		
再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由					

表 1 1 平成 1 9 年度から平成 2 4 年度までの食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の変化状況

	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
食品廃棄物等の発生量 (t)						
対前年度比(%)						
食品廃棄物等の発生原単位						
対前年度比(%)						
食品廃棄物等の発生抑制の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品循環資源の再生利用の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品循環資源の熱回収の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品廃棄物等の減量の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品循環資源の再生利用等以外の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品循環資源の再生利用等の実施率 (%)						
対前年度比(%)						

表 1 2 特定肥飼料等の製造量（再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先における製造量を含む。）

業種	特定肥飼料等の種類	製造量	単位	
	小計			
	小計			
合計				
総計				
委託先 又は 譲渡先 の 業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
	住所			
	再生利用の実施量（ t ）			
	特定肥飼料等の種類		製造量	単位
委託先 又は 譲渡先 の 業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
	住所			
	再生利用の実施量（ t ）			
	特定肥飼料等の種類		製造量	単位

表 1 3 熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量）（熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先における熱量又は電気の量を含む。）

業種	熱回収により得られた熱量又はその熱を変換して得られた電気の量			
	熱量（MJ）		電気の量（MJ）	
合計				
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
	住所			
	熱回収の実施量（t）			
	熱量（MJ）		電気の量（MJ）	
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
	住所			
	熱回収の実施量（t）			
	熱量（MJ）		電気の量（MJ）	

表 1 4 判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則（食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること）	
<p>食品廃棄物等の発生の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="245 427 1187 492">食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと <li data-bbox="245 492 1187 589">食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと <li data-bbox="245 589 1187 685">食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと <li data-bbox="245 685 1187 781">食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと <li data-bbox="245 781 1187 878">食品の調理及び食事の提供の過程における食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと <li data-bbox="245 878 1187 974">売れ残りその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること <li data-bbox="245 974 1187 1070">必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること 	
<p>食品循環資源の管理の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="245 1151 1187 1247">食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること <li data-bbox="245 1247 1187 1344">異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること <li data-bbox="245 1344 1187 1440">食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと 	
<p>食品廃棄物等の収集又は運搬の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="245 1514 1187 1610">食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合は、異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること <li data-bbox="245 1610 1187 1706">食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合であって、食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと <li data-bbox="245 1706 1187 1803">生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること 	
<p>食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="245 1877 1187 1942">上記の基準に従って食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること <li data-bbox="245 1942 1187 2038">委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握すること <li data-bbox="245 2038 1187 2114">委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること 	

再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	
農林漁業者等の需要に適合する品質を有する特定肥飼料等の製造を行うこと	
食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること	
食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として最大限に利用すること	
異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入の防止その他の工程管理を適切に行うこと	
食品循環資源及びそれ以外の原材料並びに特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、特定肥飼料等の含有成分の安定化を図ること	
生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること	
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	
飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びこれに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること	
配合飼料の製造を行うときは、粉末乾燥処理を行うこと	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
食品循環資源の熱回収	
食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内における特定肥飼料等製造施設の有無について適切に把握し、その記録を行うこと	
食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内に存する特定肥飼料等製造施設において、当該食品循環資源を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況について適切に把握し、その記録を行うこと	
熱回収を行う食品循環資源の種類及び発熱量その他の性状について適切に把握し、その記録を行うこと	
食品循環資源の熱回収により得られた熱量（その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量）について適切に把握し、その記録を行うこと	

	熱回収を行う施設の名称及び所在地について適切に把握し、その記録を行うこと	
情報の提供	<p>特定肥飼料等の利用者（特定肥飼料等の製造を委託又は食品循環資源を譲渡している場合にあつては、当該委託先又は譲渡先）に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、必要な情報を提供すること</p> <p>食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めること</p>	
食品廃棄物等の減量	減量の実施後に残存する食品廃棄物等について、適正な処理を行うこと	
費用の低減	食品循環資源の再生利用等の効率的な実施体制の整備を図ることにより、食品循環資源の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めること	
加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進	<p>本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し、食品循環資源の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めること</p> <p>加盟者は、本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること</p>	
教育訓練	従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること	
再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備	<p>事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量その他食品循環資源の再生利用等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと</p> <p>事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと</p>	

表 1 5 その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組

--

表 1 6 国が公表を行うことについての同意の有無

--

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の 印を付した欄は記入しないこと。
- 4 「業種」の欄には、「畜産食料品製造業」、「水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」、「調味料製造業」、「糖類製造業」、「精穀・製粉業」、「パン・菓子製造業」、「動植物油脂製造業」、「その他の食料品製造業」、「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」、「茶・コーヒー製造業」、「農畜産物・水産卸売業」、「食料・飲料卸売業」、「各種食料品小売業」、「酒小売業」、「食肉小売業」、「鮮魚小売業」、「野菜・果実小売業」、「菓子・パン小売業」、「米穀類小売業」、「その他の飲食料品小売業」、「一般飲食店」、「遊興飲食店」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「結婚式場業」及び「旅館業」のうち、該当するものをすべて記入すること。
- 5 また、「法第 9 条第 2 項に規定する事業の有無」の欄には、該当する場合にあっては「有」を、該当しない場合にあっては「無」を記入すること。
- 6 「報告書作成責任者氏名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入すること。
- 7 表 1 の食品廃棄物等の発生量については、法第 9 条第 2 項に掲げる食品関連事業者にあっては、加盟者の食品廃棄物等の発生量も含めた量を記入すること。
- 8 表 2 において、食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、「売上高」、「製造数量」又は「その他の食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて、最も適切な値を選択し、その名称、単位及び数値を記入すること。
なお、「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」を前年度より変更しようとする場合は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」については、平成 19 年度以前よりその数値を把握しているものに限る。
- 9 表 3 の「基準発生原単位」が定められていない場合は、「該当なし」と記入すること。
- 10 表 3 の発生原単位の対前年度比が 100% を超えた場合又は発生原単位が基準発生原単位を上回った場合は、その理由について記入すること。
- 11 表 8 の食品循環資源の再生利用等以外の実施量については、事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量を記入すること。
- 12 表 10 の「基準実施率(%)」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号)第 2 条に規定する基準実施率を記入すること。
また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。
- 13 表 14 の「遵守状況」の欄には、「適」、「不適」又は「該当しない」のいずれかを記入すること。
- 14 表 16 において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表 3 の発生原単位、表 10 の当年度の再生利用等の実施率及び表 15 の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。